

「食のみやこ熊本県」ロゴマーク利用管理規程

（目的）

第1条 この規程は、くまモンのイラストを使用した「食のみやこ熊本県」ロゴマーク（以下「本件ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係）

第2条 本件ロゴマークの利用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引（以下「くまモン利用規程等」という。）を遵守することを条件に、この規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。ただし、くまモン利用規程等の遵守状況に関しては、熊本県（以下「県」という。）が責任をもって確認を行うものとする。

（本件ロゴマークに関する権利）

第3条 本件ロゴマークの利用許諾及び管理は、県が行う。

（本件ロゴマークの利用）

第4条 本件ロゴマークは、別添「食のみやこ熊本県」ロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるものとする。

2 本件ロゴマークは、県が行う県産品の販路拡大や農林畜水産物の高付加価値化に向けた取組及び事業者等が行う「食のみやこ熊本県」のPRにつながる活動への利用に限定し、利用例としては、パンフレット等の印刷物、看板・POP等の展示物、商品パッケージ、各種ノベルティ等とする。

（利用許諾の申請等）

第5条 本件ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ熊本県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。

2 許諾を受けるには、本件ロゴマークを利用しようとする者は、「食のみやこ熊本県」ロゴマーク利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、知事に提出するものとする。

（利用許諾）

第6条 知事は、前条第2項に規定する申請書を受理した場合、ガイドライン及びくまモン利用規程等を遵守しているかを審査し、その結果を申請者に通知する。

ただし、本件ロゴマークを食材・食品（酒・加工品含む）のパッケージや包装等に利用する場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限り許諾するものとする。

- (1) 県産食材又は主な原材料が県内産の食品であること
- (2) 県内で加工された食品又は県内事業者が加工した食品であること

(利用者)

第7条 本件ロゴマークを利用できる者は、以下のとおりとする。ただし、本件ロゴマーク利用者の活動や商品等の品質を県が認証するものではない。

- (1) 熊本県産農林畜水産物の生産、加工、流通・販売、消費に関わる者
- (2) 熊本の食文化の発展と継承に貢献する取組を実施する者
- (3) その他「食のみやこ熊本県」のPRに資するものとして知事が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、本件ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、許諾しないものとする。

- (1) 熊本県の信用又は品位を害するものと認められるとき
- (2) 「食のみやこ熊本県」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき
- (4) ガイドラインに合致していないと認められるとき
- (5) 第三者の利益を害するものと認められるとき
- (6) 特定の政治活動や宗教活動、暴力団活動に関するものと認められるとき
- (7) 本件ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (8) 本件ロゴマークを単独で利用し、商品化して営利目的で販売する場合
例：シール、缶バッジ等
- (9) その他知事が適当でないと認めたとき

(売上調査の協力)

第8条 本件ロゴマークの利用許諾を受けた者（以下「利用許諾を受けた者」という。）は、県が行う熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用申請者売上調査その他の照会に応じることとする。

(利用許諾の条件)

第9条 知事は、本件ロゴマークの利用を許諾するときは、本件ロゴマークの利用方法その他について、条件を付することができる。

(利用上の遵守事項)

第 10 条 利用許諾を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を受けた内容の範囲内で本件ロゴマークを利用すること。
- (2) ガイドラインに従い、正しく本件ロゴマークを利用すること。
- (3) 県が求めた場合は、本件ロゴマークの利用状況について報告すること。また、県に提出を求められた商品及びその他資料等を提出すること。

(利用許諾期間)

第 11 条 本件ロゴマークの利用許諾期間は、利用許諾を受けた日から、3 年間とする。

- 2 前項に規定する利用許諾期間の満了後において、引き続き利用するときは、改めて第 5 条第 2 項による許諾を受けなければならない。

(利用料)

第 12 条 本件ロゴマークの利用料は、無料とする。

(利用許諾の変更)

第 13 条 利用許諾を受けた者が、利用許諾の内容について変更しようとするときは、あらかじめ「食のみやこ熊本県」ロゴマーク利用変更申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

(利用許諾の取消し)

第 14 条 知事は、本件ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 本規程又は利用許諾の内容に違反していると認められるとき
- (2) 第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったと認められるとき
- (3) 利用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に利用されると認められるとき
- (4) その他本件ロゴマークの利用が適当でないと認められるとき

(経費等の負担)

第 15 条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した経費、若しくは利用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 16 条 県は、本件ロゴマークの利用を許諾したことに起因する損失補償等

について、一切責任を負わない。

- 2 利用許諾を受けた者は、本件ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用許諾を受けた者は、本件ロゴマークの利用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（適正利用の確保）

第 17 条 県は、本件ロゴマークの利用状況について、利用許諾を受けた者に対し、必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができる。

（事務）

第 18 条 この規程に関する事務は、熊本県食のみやこ推進局が行う。

（その他）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。